

全国SLA「学校図書館に関する職務分担表」(2019年1月1日)の検討：司書教諭と学校司書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻 公開日: 2019-06-19 キーワード (Ja): 学校図書館に関する職務分担表, 司書教諭, 学校司書, 全国学校図書館協議会 キーワード (En): Separation of Responsibilities in School Library, Teacher Librarian, School Librarian, Japan School Library Association 作成者: 川瀬, 綾子, 西尾, 純子, 北, 克一 メールアドレス: 所属: 立命館大学, 龍谷大学, 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20190628-002

全国 SLA「学校図書館に関する職務分担表」(2019 年 1 月 1 日)の検討
—司書教諭と学校司書—

Duties Allotment List in School Library by Japan School Library Association
-“Teacher Librarian” and “School Librarian”-

川瀬綾子† 西尾純子†† 北克一†††

KAWASE Ayako†, NISHIO Junko††, KITA Katsuichi†††

抄録：2019年1月8日、全国学校図書館協議会はホームページにおいて「学校図書館に関する職務分担表(2019年1月1日)」を公開した。この職務分担表が発表された背景には、2014年の「学校図書館法」一部改正による学校司書の法制化等がある。

本稿では、司書教諭と学校司書の職務分担に注目し、「学校図書館に関する職務分担表」について検討する。

キーワード：学校図書館に関する職務分担表、司書教諭、学校司書、全国学校図書館協議会

Keywords：Separation of Responsibilities in School Library, Teacher Librarian, School Librarian, Japan School Library Association

1. はじめに

全国学校図書館協議会(以下、全国SLA)は、「学校図書館に関する職務分担表(2019年1月1日)」(以下、「職務分担表」)をホームページにおいて2019年1月8日に公表した。

全国SLAは、同時期に検討していた「学校図書館司書教諭講習講義指針」(2019年1月1日)¹、『『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針(2019年1月1日)²と合わせて、「職務分担表」を同日に公表している³。全国SLAは、「職務分担表」について次のように述べている。少し長文になるが引用で示す⁴。

全国学校図書館協議会は学校図書館の職務に関して、理想的な協働のありかたを、専門部会を設けて検討してきました。その成果を、第一次案を第41回全国学校図書館研究大会〈富山・高岡大会〉(2018年8月)で提案し、さらに討議を重ねて完成・発表したものです。

2002年に全国学校図書館協議会が発表した、司書教諭と学校司書の職務分担を示す「学校

図書館職員の職務内容」を発展させ、校長のリーダーシップのもと、全教職員が「チーム学校」として取り組むための職務分担を提案しています。

この「職務分担表」改訂の背景には、学校図書館法の一部改正により、学校図書館に司書教諭と学校司書の二職種が併記された点や、文部科学省が発表した「チームとしての学校」の提言⁵が根底にある。

「職務分担表」では、学校図書館の職務を遂行する者として、校長、司書教諭(*「司書教諭」には分掌における「図書館部」を含む)、学校司書、教職員の四区分でその職務を表にまとめている。

この四区分について、全国SLA研究調査部長・調査担当の磯部は、「学校図書館に関わる仕事・役割の担当者を、司書教諭や学校司書だけに任せないという方向転換をした」⁶と述べている。

ここで磯部の言う「方向転換」の意味は、全国SLAが2002年に発表した「学校図書館職員の職務内容(案)」(以下、「職務内容2002」)がその発端である⁷。

「職務内容2002」では、学校図書館職員を司書教諭と学校司書との二職と位置付けている。その

†立命館大学

††龍谷大学

†††大阪市立大学

上で、主として司書教諭の職務を経営職務(5項目)と指導職務(5項目)としている。一方、学校司書は整備職務(4項目)と奉仕職務(6項目)とする。ただし、この区分けは原則的なものであり、「学校の実情に合わせて判断をゆだねる」形としている⁸。

2. 全国 SLA の学校司書像、文部科学省の学校図書館担当職員像

本章では全国 SLA や文部科学省が掲げる学校司書像を概観する。

2.1 「職務内容 2002」に前後する全国 SLA の活動

ここで、「職務内容 2002」に前後する全国 SLA の活動等を素描しておこう⁹。

全国 SLA は、学校図書館専門職としての養成制度について、習得すべき科目群の案を、1978年に「第1次案」、1980年に「第2次案」として発表している。

続けて、1996年「学校図書館職員養成制度の改善に関する要望書」を文部省(当時)に提出している。主文は「学校司書について、その職名を設置するための法的整備を図ると共に、資格要件を定め、その養成制度を確立すること」である。

これに伴い学校司書の資格要件を次のように提起している。

- ① 短期大学以上の学校を卒業している者
- ② 教職科目を 10 単位以上取得していること
- ③ 学校図書館に関する科目を 24 単位以上取得していること
- ④ 図書館法に基づく司書資格や司書養成のための科目を学校司書養成のための科目に振り替えることを原則として認めない

図書館司書養成科目との互換性を否定し、教職科目を 10 単位以上、学校図書館科目を 24 単位以上とするなど、相対的に高いハードルを示していた¹⁰。

さらに、全国 SLA は 2004 年 8 月、第 34 回全国学校図書館研究大会(滋賀)に合わせて全国 SLA 各県代表者会議を開催し、「学校司書制度の法制化」に向けての活動強化を決議している。主要内容は次の 3 点である¹¹。

1. 学校司書の位置づけ

学校司書は教育職に位置付けるものとする。

2. 学校司書の職務内容

主として学校司書が行う職務を、「整備」「奉仕」の分野とする。

3. 学校司書の資格基準

大学 2 年以上在学、62 単位以上取得、教職専門科目 10 単位以上、学校図書館に関する専門科目 24 単位以上取得

2.2 文部科学省の学校図書館担当職員像

文部科学省においても、学校図書館担当職員像をいくつかの機会に示している。21 世紀に入ってのものを駆け足で拾っておく。

2008 年 10 月、「子どもの読書サポーターズ会議」(第 10 回)の資料として、「学校図書館スタッフ(司書教諭及び「学校司書」)の配置と業務分担のパターン例を示している¹²。このパターン例では、学校図書館の業務を経営業務、奉仕業務、指導業務に分けている。また、同会議では、「学校図書館の専門スタッフとボランティアの役割分担例[改訂]」も発表している¹³。ここでは、学校図書館に携わる者を司書教諭、学校司書、ボランティアの 3 者とし、各者の担当する学校図書館の業務を図書館経営、図書館奉仕、読書指導、教科等指導に分けて示している。

2014 年 3 月の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」¹⁴では、学校図書館の機能を読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能とし、これを推進するために学校図書館担当職員に対して、図書資料の管理などの間接的支援業務、館内閲覧・館外貸出など直接的支援業務、各教科等の指導に関する支援業務などの教育指導への支援をその業務とした。

2016 年 10 月の「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」¹⁵の別添「学校司書のモデルカリキュラム」では、「これらの学校司書に求められる知識・技能の習得のために必要な科目で構成する」¹⁶としている。

なお、2019 年 4 月以降は、教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について(通知)により、「学校教育概論」の読み替え科目である教育の基礎的理

解に関する科目が、3科目から4科目に増加している¹⁷。

3. 「職務内容 2002」と「職務分担表」

「職務内容 2002」では、「司書教諭の役割を[経営]と[指導]の分野で、学校司書の役割を[整備]と[奉仕]での分野で示し」¹⁸ていた。学校図書館に関わる業務を、司書教諭、学校司書に二分割していた。

これに対して、今回の「職務分担表」では、「校長・司書教諭(学校図書館担当教員)・学校司書・教職員に四分割する」ことで、「「チーム学校」の体制で取り組む必要があることを強調した」¹⁹と述べている。

「職務分担表」は、学校図書館の職務を大きく、「学校図書館の経営(総括的な職務)」、「学校図書館の運営」、「指導(児童生徒・教職員の活用支援)」、「協力体制」、「学校図書館の整備」、「奉仕(利用者サービス)」の6区分に分けている。さらに、この6区分の職務分担枠を下位区分として複数の職務枠に展開し、その単位枠で主担(◎)、副担(○)で視覚的に表示している。

本稿ではこの「職務分担表」について、全国SLAが2002年に発表した「職務内容 2002」及び2014年3月に学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)』²⁰(以下、「役割・職務」)で示された「学校図書館担当職員が担うことが求められる職務の標準」²¹をも参考にし、検討を進める。ただし、「職務内容 2002」は司書教諭と学校司書のみを扱っており、また「役割・職務」は学校図書館担当職員(学校司書)の職務に限定した内容なので、その部分のみを比較対象とする。

4. 「職務内容 2002」と「職務分担表」との職務構成構造の比較

最初に「職務内容 2002」の職務構成構造を表1に示す²²。

表1 「職務内容 2002」の職務構成構造

主として司書教諭が行う職務	経営	教育課程への参画
		学校図書館経営計画の立案及び実施
		メディア選択委員会等諸会議の運営
		校内諸組織との連携、調整
		校外の関係機関との連絡、調整
	指導	情報・メディアを活用する学び方の指導の展開
		学習指導への支援
		読書活動の推進
		集会、イベント活動の推進
		図書委員会活動の指導
主として学校司書が行う職務	整備	図書館メディアの組織化
		図書館施設・設備の維持、管理
		諸帳簿・記録の作成
		調査統計
	奉仕	図書館メディアの提供
		情報サービス
		書誌サービス
		読書案内
		広報活動
		機器の利用への支援

一方の「職務分担表」の職務構成構造は表2の通りである²³。

表2 「職務分担表」の職務構成構造

学校図書館の経営	経営的活動
	経営委員会
学校図書館の運営	運営の基本的業務
	評価
指導(児童生徒・教職員の活用支援)	学習支援
	図書委員会
	教職員の研修
協力体制	渉外
	ボランティア
学校図書館の整備	資料の収集・整備・管理

奉仕(利用者サービス)	直接サービス
	間接サービス
	環境

両者を照査すると、「職務分担表」では、「運営」と「協力体制」が追加された。

ただし、「運営」の項目を確認すると、それらは概ね「職務内容 2002」の「経営」の「学校図書館経営計画の立案及び実施」の細目に該当している。

また、「協力体制」にある「渉外」は「職務内容 2002」の「経営」にある「校外の関係機関との連絡、調整」に該当している。一方で、「職務分担表」に「ボランティア」の項目が追加された点は評価したい。

5. 「職務分担表」の職務構成構造の再構成

「職務分担表」の職務構成構造を、再構成することを考える。

5.1 職務構成構造の再ブロック化と分析

表2の「職務分担表」の職務構成構造を見ると、その職務を4つの職務に再構成するのが適切と考える。

(1) 学校図書館の経営及び運営

1点目が学校図書館の経営及び運営である。

学校図書館の経営(総括的な職務)は、当該学校における学校図書館の組織的な位置づけ、学校図書館運営の基礎となる各種の規則、基準などに関する内容が対象となる。

一方、学校図書館の運営は、経営方針や各種の規則、基準などを踏まえて年度単位での運営計画の立案、実行、評価(PDCAサイクル)が中心となる。

(2) 学校図書館のパブリックサービス

2点目が、学校図書館の利用者サービスである。

第一に、年度単位での学校図書館の利活用計画に基づいて、各種の学習支援計画の立案、実行、評価(PDCAサイクル)が中心となる。

第二には、貸出、返却、予約、リクエスト、レファレンス等の直接的な利用者サービス(パブリック・サービス)がある。

(3) 学校図書館のテクニカルサービス²⁴

3点目が、学校図書館の間接サービス(テクニカル・サービス)である。通常は奉仕業務等として理

解されている。

(4) 協力体制

4点目が、協力体制である。学校外の機関に対する渉外、ボランティアの受入、組織化、調整等である。

6. 「職務分担表」の担当

全国SLAの「職務分担表」では、担当が「校長」、「司書教諭」(分掌における図書館部を含む)、学校司書、教職員の4者を示している。以下に担当に対する各問題点を提起する。

6.1 校長と執行部

学校規模等にもよろうが、通常は校長1名が単独で存在していることは考え難い。副校長、教頭、主幹教諭、及び進路指導科長(課長)、生活指導科長(課長)、教務・入試科長(課長)等が学校経営の執行部を形成する。また、事務からは事務長等が執行部に参画していることが多々ある。

さらに、職員会議での審議事項、報告事項の事前討議等の目的で、執行部に学年主任、教科主任等を加えた「連絡会議」(仮称)等を運営上は設けることもある。

こうした点から、「職務分担表」の「校長」は、「校長(執行部を含む)」とでも表現するのが適切ではないだろうか。

6.2 司書教諭

「職務分担表」では、司書教諭の主担業務が多数で多岐に渡っている。前提として「専任、専門、専従」の司書教諭を前提していると推測される。

また後に業務分析で詳細に検討するが、「職務分担表」で示している司書教諭の主担業務に関する業務知識や経験は、相当の熟練者を必要としよう。

しかし、文部科学省が作成したリーフレット『みんなで作ろう！学校図書館』では、「司書教諭が学校図書館に係る業務に携わっているのは平均週1時間程度」²⁵と説明している。「職務分担表」での司書教諭の任務との落差は、余りにも大きい。

全国SLAは、「職務分担表」での司書教諭の位置は「専任、専門、専従」者を前提としていることを明確に示すべきであろう。

6.3 学校司書

「職務分担表」では、学校司書の勤務条件等が示されていない。多くの主担業務、副担業務を割り付けていることから、学校司書においても「専門、専従、専任」を前提としているのであろう。

いずれにせよ、司書教諭、学校司書ともに雇用条件、職務属性等を明確に示した上でなければ、「職務分担表」は砂上の楼閣である。

「平成29年度からの学校図書館の地方財政措置について」では、学校司書に関する予算を5カ年で約1,100億円、単年度では約220億円とし、「小・中学校等の概ね1.5校に1名程度配置」としている²⁶。なお、平成28年度の同様予算では、小・中学校等の概ね2校に1名程度配置の予算規模であった²⁷。

ちなみに、先の『みんなで使おう！学校図書館』では、「地方交付税措置の積算基礎に基づく学校図書整備費等の措置額の試算（モデル例）」として、「2. 学校司書に係る積算基礎／校」が、「① 小学校（学校司書）479千円、② 中学校（学校司書）471千円」が示されている²⁸。

『みんなで使おう！学校図書館』は、「1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模」と解説している。これについて、若干の試算を行っておこう。

・1週当たり30時間の勤務ということは、5日/週勤務だと、6時間/日勤務になる。この勤務時間では、学校図書館の朝の開館、又は、夕刻の開館が行えない。4日/週勤務とすると、7.5時間/日勤務になる。

・しかも、平成28年度予算では「おおむね2校に1名程度配置」であるから、学校単位で見ると2日/週の開館となる。平成29年度以降でも「概ね1.5校に1名程度配置」であるから、条件の大幅な改善はない。

・また、小学校47.9千円、中学校47.1千円の予算は、1.5倍しても小学校71.9千円、中学校70.7千円の年間予算/人となる。

・この予算規模は、夏、冬、春などの長期休暇中は勤務対象外の期間となり、閉館となってしまう。地方公共団体による独自の追加予算が望まれる。

6.4 学校図書館長

「職務分担表」には、学校図書館長の記載はない。司書教諭の任命権者は、学校設置の教育委員会、または、代行の学校長等である。司書教諭、学校司書

の任命においては、事務分掌上の業務範囲(業務責任)と委任権限を明示するのが適切である。

例えば、文部科学省による「学校図書館の整備充実について(通知)」の「別添1「学校図書館ガイドライン」」では、「(2) 学校図書館の運営」の項目で、校長について次のように記述している²⁹。若干、長文であるが、引用で示す。

校長は、学校図書館の館長としての役割をも担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具体化に向けて、(中略)、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。

このように「チーム学校」において、校長を学校図書館長と位置付けており、校長はチーム学校における学校図書館関係職務のリーダーシップを図るのが望ましい。

6.5 学校司書の職務：「役割・職務」

ここで、学校司書の職務について、参考に「役割・職務」を参照しておこう。「役割・職務」では、学校司書の職務を「間接的支援」、「直接的支援」、「教育指導への支援」の三区分で示している³⁰。

なお、「職務分担表」とは、職務の区分枠が大きく異なるので、比較対象を直接に行うことは困難である。

表3 学校司書の職務：「役割・職務」

間接的支援	図書館資料の管理
	施設・設備の整備
	学校図書館の運営
直接的支援	館内閲覧、館外貸出
	ガイダンス
	情報サービス
教育指導への支援	読書推進運動
	教科等の指導に関する支援
	特別活動の指導に関する支援
	情報活用能力の育成

	に関する支援
--	--------

7. 「職務分担表」の批判的検証：経営と運営の区分

本章では、「職務分担表」について職務の批判的検証を行う。

「職務分担表」は、表 2 に示したように、6 つの大区分に分け、さらに下位区分を展開している。

しかし、個々の下位区分を詳細に検討すると、業務レベルの異なる業務を並列で列挙している。

例えば、中・長期的な学校経営、学校図書館経営に係る事項、校務分掌、学則、学校図書館規則などの事項は、基本的には学校図書館を取り巻く所与の「環境」である。

法律、条令等の「改正」等による「環境」変化や、日々の学校図書館活動の成果、評価に立った当該学校における学校図書館の再定義等がなければ、この「所与」の環境を変更することはない。

以下、「職務分担表」の職務について、具体的な指摘を行い、検証を進める。なお、検証の枠組みは、「職務分担表」の順序に従う。

7.1 学校図書館の経営(総括的な職務)

先に確認をしたように、「職務分担表」は学校図書館の経営(総括的な職務)を、「経営的活動」と「経営委員会」とに 2 分して、提示している。以下、具体的に検証を進める。

7.1.1 「経営的活動」

学校図書館の「経営的活動」の項目に基本的事項と年度単位等の事項が混在している。両者は自覚的に区分すべきである。

7.1.1.1 基本的事項

学校図書館の「経営的活動」の中で、基本的事項は、次の事項と考える。

- (1) 校務分掌規程の整備、学校図書館、同経営委員会(運営委員会)の分掌規程への明示
- (2) 学校図書館の教育課程(学校経営計画)への位置づけ
- (3) 学校図書館経営の基本方針・計画の作成
- (4) 学校図書館及び経営委員会の校務分掌への

位置づけ、組織編制

- (5) 学校図書館規則(利用規定、貸出規定等)
- (5) 「図書館メディア(各種資料)」の収集方針の決定
- (6) 「図書館メディア(各種資料)」の選定基準
- (7) 「図書館メディア(各種資料)」の廃棄基準
- (8) 学校図書館運営の評価と改善
(PDCA サイクル)

7.1.1.2 学校全体の経営的活動

「職務分担表」には、学校図書館にのみ関する経営的活動ではなく、学校全体の経営的活動に属する事項が混在している。以下に列挙で示す。

(1) 個人情報保護規定等

個人情報保護規定等は、通常は地方公共団体の単位で条例化する。細部の内規を定めるとしても教育委員会が単位組織であろう。

なお、用語はプライバシー保護でなく、個人情報保護が望ましい³¹。

(2) 教育委員会への提言

教育委員会への提言活動は、学校全体の経営的活動である。その具体的な事項に学校図書館に関する事項が含まれることもあるのは、稀である。

(3) 研究指定校の申請・受諾、研究推進等

これも学校全体の経営的活動である。そのテーマに学校図書館に関する事項があるかどうかは、その時の事項である。

(4) その他、学校図書館に関する重要な事項

例えば、学校図書館施設の増改築、移設等や、学校図書館の情報化推進計画の立案・実行など

(5) 教職員研修の企画と実施

教職員研修の企画と実施は、研究主任等のリーダーシップのもとに実施する。テーマに学校図書館が含まれる時には、司書教諭等の参画が必要である。なお、研修の期間は単年度から複数年度が考えられる。

7.1.2 経営委員会：年次単位の計画等

ここでの経営委員会は、一般的には「図書館運営委員会」としているものと理解する。

経営委員会の審議事項は、年次予算とその執行計画の審議、承認である。

(1) 学校図書館経営委員会の企画・運営

- (2) 予算計画、執行計画とその決算
- (3) 学校図書館運営の評価と改善策立案
各種の統計、報告等は「学校図書館白書」(仮称)の形で公表し、改善策の推進に生かすのが望ましい。
- (4) 各学年・教科部会との連絡、調整
- (5) 校内の各組織との連絡、協力

7.2 学校図書館の運営

学校図書館の運営的職務には、年度単位で実施する基本的業務と日々実施する日常的業務がある。ただし、それらが混在し、同一レベルで記述された「職務分担表」となっているため、混乱が生じている。

7.2.1 運営の基本的業務

運営の基本的業務は、パブリックサービスに関する事項、テクニカルサービスに関する事項に分かれる。

7.2.1.1 パブリックサービスに関する事項

- (1) 学校図書館の利活用の年次計画(教職員)
- (2) 学校図書館利用指導の年次計画(児童生徒)
- (3) 学校図書館オリエンテーションの企画・実施
- (4) 学校図書館の年間イベントの企画・実施
- (5) 読書推進活動

7.2.1.2 テクニカルサービスに関する事項

- (1) 学校図書館総合システムの管理³²
- (2) ネットワークシステムの使用管理³³

7.2.2 運営の基本的業務

運営の基本的業務は、各種の庶務的業務³⁴である。

8. 指導(児童生徒・教職員の活用支援)

指導(児童生徒・教職員の活用支援)関係事項は、全国 SLA が示した「職務分担表」の内、「学習支援」と「図書委員会(児童生徒)」を扱う。

なお「職務分担表」の内、3 番目の「教職員の研修」は、学校全体の経営的活動の「(5) 教職員研修の企画と実施」として把握するのが適切であろう。

8.1 学習支援

学習支援の項目もパブリックサービスとテクニカルサービスの分けて見ると理解しやすい。

8.1.1 パブリックサービス

- (1) 教師の教材準備への援助と協力
- (2) 読書感想文、読書感想画、読書記録など指導及び付帯事務
- (3) 個に応じた読書や資料利用の指導³⁵
- (4) 学習教材の探索と評価支援³⁶

8.1.2 テクニカルサービス

- (1) 教科単元別パスファインダーの作成
- (2) 学級文庫の管理
- (3) 学校図書館利用案内、ガイドブックの作成
- (4) 各種イベントの準備活動

8.2 図書委員会³⁷

図書委員会は児童生徒による特別活動の一つである。学校図書館の日常運営の補助、各種のイベントの提案・企画等に携わる。

司書教諭や学校司書は、図書委員会活動の支援、指導等を行うと共に、良好なコミュニケーションの確保にも注意を払う。

また、図書委員会の活動と評価は PDCA サイクルの中で、次の活動企画等に生かしていく。

- (1) 図書委員会活動への支援、指導、助言
- (2) 図書委員会の活動と評価

8.3 教職員の研修

教職員の研修において列挙している諸事項は、概ね「経営的活動」の属する事項である。また、項目の内、「学校図書館に関わる様々な情報発信」は、学校図書館の広報活動である。

なお、事項「学校図書館理解のための職員作業の計画立案」(下線は筆者)の意味が不明である。

9. 協力体制

9.1 渉外

全国 SLA が示す「職務分担表」の「渉外」事項は、様々なレベルの事項が混在している。

冒頭の「官庁情報の管理と調査への対応」、「文

書受理・処理」などは、「運営の日常的業務」の庶務的業務の一部であろう。

さらに「他校図書館、公共図書館との連携、情報資源の共有化」は、蔵書データベースの構築、検索提供や共同利用協定の締結、資源物流体制の整備などが必要であり、地方公共団体単位での教育委員会を中心としたリーダーシップが必要である。また、「地域開放」等の事項は、一つの学校図書館が単独で実施する行事ではなく、学校開放の文脈の中で、教育行政の行為として位置付けるものである。

こうした点からして「職務分担表」の「渉外」事項の内、学校図書館単独での「渉外」事項は、「公共図書館との連絡・協力、情報交換」、「児童生徒の公共図書館利用の支援」などではないか。

また、「研究団体との連絡、協力」、「県・地区 SLA との連携」などにおいても年会費、参加費等の発生などを考慮しておく必要がある。

9.2 ボランティア

学校図書館ボランティアの受け入れ等は、学校図書館の単独実施ではなく、経営的事項の判断要素がある。どのような属性の方々にボランティアとして参画いただくかを、学校経営に位置づけ、全教職員の理解を得る必要がある。

また、貸出、返却システム等の操作講習のみならず、「図書館の自由に関する宣言」³⁸に立脚した読書の自由、利用者の秘密の順守等を理解いただく必要もある。特に、ボランティアが児童生徒の保護者である時には十分に留意しておきたい。

なお、読み聞かせ等のイベントなどは、地域の子供文庫活動者などの大ベテランがおられることがあり、協力を得る努力も考えたい。

10. 学校図書館の整備

「職務分担表」における「学校図書館の整備(資料の収集・整備・管理)」は、本来の意味での学校図書館におけるテクニカルサービスに関する項目である。いくつかの業務群に括ることができる。

資料の収集・整備等と資料の管理等の業務に分けて示す。

10.1 資料の収集・整備等の業務

- ・資料の選定、発注、検収、受入、支払等
- ・資料の整理(目録、分類、件名等)と装備
- ・ファイル資料、自校作成資料の収集、整理
- ・電子資料、ネットワーク情報資源の整理

10.2. 資料の管理等の業務

資料の棚卸、除籍、廃棄等の資産管理などの業務である。

11. 奉仕(利用者サービス)

奉仕(利用者サービス)も直接サービスと間接サービスに分けて考えられる。ただし、全国 SLA のサービス区分は混乱しており採用することには躊躇する。

以下では、直接サービスと間接サービスの区分を、それらのサービスの実施主体³⁹によって区分した。

11.1 直接サービス

- ・貸出、返却、延長、予約、リクエスト、督促等のサービス業務
- ・フロア案内、読書相談、レファレンスサービス等のサービス
- ・新着資料の提示、広報等
- ・書架戻し、書架整理等
- ・学習資料の取り揃え、相互貸借等
- ・TT 活動等
- ・読書推進活動資料の取り揃え

11.2 間接サービス

- ・利用者登録、削除等⁴⁰
- ・各種イベントの展示等
- ・図書館だより等の広報活動

12. さいごに

本稿では全国 SLA が 2019 年 1 月に提示した「職務分担表」について検討を進めた。

1952 年 6 月に当時の文部省が通報した「小・中・高等学校の図書館の司書および司書補の職務内容」⁴¹では、次のように記されていた。

2. 職務内容⁴²

職務を総務、整理および奉仕、指導の三種

に大別して詳記すれば次のとおりである。(以下、略)

戦後間もない時期に、学校図書館の職務を総務、整理および奉仕、指導の三種に区分して示している。温故知新の心を大切にしたい。

注

- 1 全国学校図書館協議会「学校図書館司書教諭講習講義指針」の発表について
<http://www.j-sla.or.jp/news/sn/post-174.html>
[確認：2019年3月20日]
- 2 全国学校図書館協議会『『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針』の発表について
<http://www.j-sla.or.jp/news/sn/post-176.html>
[確認：2019年3月20日]
- 3 全国学校図書館協議会「学校図書館に関する職務分担表」
<http://www.jsla.or.jp/pdfs/20190101syokumubuntanhyou.pdf>
[確認：2019年3月20日]
- 4 全国学校図書館協議会「学校図書館に関する職務分担表」の発表について
<http://www.j-sla.or.jp/news/sn/post-175.html>
[確認：2019年3月20日]
- 5 文部科学省「「チームとしての学校」の在り方」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1365408.htm
[確認：2019年3月20日]
- 6 「全国SLA「学校図書館に関する職務分担表」を発表 司書教諭と学校司書だけでなく全校体制で」『学校図書館速報版』第2022号, 2019.1.1, p.2.
磯部延之「学校図書館に関する職務分担表」について『学校図書館』No.820, 2019.2, p.61.
- 7 全国学校図書館協議会編『これからの学校図書館と学校司書の役割:配置促進と法制化に向けて』2005, p.34.
2002年の第33回全国学校図書館全国大会(横浜)で発表された。
- 8 前掲 7) p.31.
- 9 前掲 7) p.30-31.
- 10 2011年改正、2012年4月1日施行の図書館法施行規則による司書科目は、13科目24単位である。また、それ以前は14科目20単位であった。
- 11 前掲 7) p.31.
- 12 子どもの読書サポーターズ会議「学校図書館スタッフ(司書教諭及び「学校司書」)の配置と業務分担のパターン例」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282895.htm
[確認：2019年3月20日]
- 13 子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」平成21年3月 別紙2「学校図書館の専門スタッフと

ボランティアの役割分担例〔改訂〕

なお、学校図書館法改正前に発表されているため、本稿の検討からは除外した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf

〔確認：2019年3月20日〕

¹⁴ 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」平成26年3月31日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm

〔確認：2019年3月20日〕

¹⁵ 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」平成28年10月

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380587_02_1.pdf

〔確認：2019年3月20日〕

¹⁶ 前掲14) p.17.

¹⁷ 文部科学省「教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm

〔確認：2019年3月20日〕

¹⁸ 前掲6) p.60.

¹⁹ 前掲6) p.61.

²⁰ 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）』

2014年3月.

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/04/01/1346119_2.pdf

〔確認：2019年3月20日〕

なお、この2014年に学校図書館に係る事項を時系列で記すと以下になる。

2014年3月；学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）』

2014年6月；学校図書館法の一部を改正する

法律

2014年7月；「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」26文科初第522号

²¹ 前掲19)p.11-16.

²² 前掲7)p.34.の図を基に筆者が作成

²³ 前掲3)

²⁴ 「職務分担表」での「奉仕(利用者サービス)―間接サービス」の間接サービスの意味は誤解がある。同「奉仕(利用者サービス)の下位区分である「直接サービス」、「間接サービス」の総体が、一般的な意味での「直接サービス」である。

²⁵ 文部科学省『みんなで使おう！学校図書館』リーフレット

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1360321_1.pdf

〔確認：2019年3月20日〕

²⁶ 総務省「平成29年度からの学校図書館関係の地方財政措置について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/00046/924.pdf

〔確認：2019年3月20日〕

²⁷ 前掲26)

²⁸ 文部科学省『みんなで使おう！学校図書館』リーフレットでは、「地方交付税措置の積算基礎に基づく学校図書整備費等の措置額の試算(モデル例)」
「2. 学校司書に係る積算基礎／校」として、「①小学校(学校司書)479千円、②中学校(学校司書)471千円」を示している。

同リーフレットでは、これを「学校司書の配置：(単年度約150億円)1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置」と解説している。

²⁹ 文部科学省初等中等教育局長「学校図書館の整備充実について（通知）」28文科初第1172号、平成28年11月29日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm

〔確認：2019年3月20日〕

³⁰ 前掲19)p.10

³¹ 例えば、複数の公立図書館、学校図書館を指定管理者方式で受託している企業CCCにおいて、図書館利用者カードと業者Tポイントカードが、同一で展開されているが、次のような問題点が指摘されている。

『弁護士ドットコムNEWS』

https://www.bengo4.com/internet/n_9197/

[確認：2019年3月20日]

捜査当局に T カード情報提供の CCC「令状ある場合のみ」に変更 国会でも紛糾

ポイントカード最大手・カルチュア・コンビニエンス・クラブ (CCC) が、運営する「T カード」の会員情報を裁判所の令状なしに捜査当局へ提供していた問題で、CCC は 2 月 5 日、一時的に令状に基づく場合にのみ対応すると発表した。この問題が明らかになって以来、ネットでは批判が相次ぎ、T カードを解約しようとするユーザーが続出している。また、衆議院でも 1 月 23 日、この問題をめぐって質疑が紛糾している。(以降の詳細は、URL サイトを参照)

³² 全国 SLA が提示している「職務分担表」では、「図書館管理システム」の用語が使用されているが、現在の図書館総合システムは書誌 DB を核とし、利用者 DB、貸出等管理、予算管理等の総合システムである。学校図書館総合システムの用語が適切である。

³³ 全国 SLA が提示している「職務分担表」では、「マルチメディアネットワークの管理」(システム管理部との連携)が記述されているが、現在のネットワークシステムを学校図書館の司書教諭、学校司書等が管理することは実態にそぐわない。また、個々の学校の「システム管理部」という組織も考え難い。公立学校等では少なくとも教育委員会単位での学校支援センターや、大きくは自治体単位のネットワーク維持・管理部門がある。

³⁴ 各種庶務的業務には、全国 SLA が提示している「職務分担表」の以下の業務などを含む。引用列挙で示す。

- ・調査の実施と統計分析・利用
- ・調査の記入
- ・諸記録、帳簿、書類の保管
- ・施設・設備の整理、維持管理
- ・施設設備備品の管理
- ・備品・消耗品の購入・管理
- ・備品台帳の管理
- ・視聴覚ブースの管理・運用
- ・学校図書館運営の日誌
- ・学校図書館を活用した授業の記録
- ・職員会議などへの議案作成と提出

これらの列挙項目の間でもレベルの精粗が存在しているし、記述漏れもある。

³⁵ 全国 SLA が提示している「職務分担表」では、

「不読傾向児童・生徒・教員への個別指導」という表現がある。これでは、語彙「不読傾向」が、児童・生徒・教員を修飾してしまう。いうまでもなく教員は対応側である。

また、「個に応じた」支援という考え方が、より望ましい。

³⁶ より一般的には、情報リテラシー獲得支援であろう。

- ・情報要求の言説化
- ・情報資源の選択と探索実行
- ・入手情報の吟味と評価
- ・情報の咀嚼と自己の表現
- ・成果のプレゼンテーションと討議、情報交換

³⁷ 全国 SLA が提示している「職務分担表」の図書委員会事項の内、「図書委員会の位置づけ、活動組織」は、明らかに「経営的活動」事項である。

³⁸ 図書館の自由に関する宣言

1954 採択

1979 改訂

図書館の自由に関する宣言

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

第 1 図書館は資料収集の自由を有する

第 2 図書館は資料提供の自由を有する

第 3 図書館は利用者の秘密を守る

第 4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

(1979.5.30 総会決議)

³⁹ 主としてフロアカウンターが主体となる業務を直接サービス、事務室等が主体となる業務を間接サービスとした。

⁴⁰ 特に学校図書館の場合には、年度替わりに卒業生、新入生があり、利用登録者の大移動がある。

可能であれば、学籍簿等の管理システムとシステムの連動していることが望ましい。

⁴¹ 文部省初等中等教育局長、社会教育局長連盟通報(昭和 27 年 6 月 16 日発表)

「小・中・高等学校の図書館の司書および司書補の職務内容」

⁴² 草野正名『日本学校図書館史概説』理想社、1955.9, p.145.

[受理：2019年5月10日]